

居宅介護等サービスのあり方の検討経過と方向性について

【甲賀ルール運用の経緯】

　平成７年度の心身障害児（者）ホームヘルプサービス事業の開始以来、制度を柔軟に運用し、「申し合わせ事項」として**居宅外（移動を含む）でのサービスの提供を居宅介護して認めてきた。**

**▶主なサービス**

　・施設で一定時間滞在しての見守り

　・施設での入浴サービスの提供

　・公園やショッピングセンターへの同行（屋外への同行）

＜障害者総合支援法に基づく居宅介護＞

　**居宅において**入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行う。

●居宅介護における移動等の介助の範囲は、通院等又は官公署での手続き並びに指定地域移行支援事業所等を訪問する場合に限る。

▶身体介護

▶家事援助

▶通院等介助

▶通院等乗降介助（介護タクシー）

【課題】

居宅介護による移動との介助は申し合わせ事項として定着しており、障害者総合支援法の施行に伴い移動支援事業が創設されたにもかかわらず、申し合わせ事項の見直しがなされず、現行の障がい福祉サービスの運用に支障をきたしている。

　サービス提供事業者の意見を踏まえつつ、利用者の利便性に影響が出ないように改善策の検討を行う必要がある。

【検討を進めるための組織体制】

甲賀地域障害児・者サービス調整会議「居宅介護等あり方検討会」再開

構成員：居宅介護事サービスおよび移動支援事業サービス提供事業

　　　　委託相談支援事業所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事業所等名称 | 備　考 |
| １ | 社会福祉法人瑠璃光会　るりこう園 | 座長 |
| ２ | 社会福祉法人椎の木会　落穂寮 | 副座長 |
| ３ | 社会福祉法人しがらき会　らいふかれっじ |  |
| ４ | 社会福祉法人グロー　れがーと |  |
| ５ | 湖南市社会福祉協議会 |  |
| ６ | 甲賀地域ネット相談サポートセンター |  |
| ７ | 相談支援センター　ろーぶ |  |
| ８ | 地域生活相談支援センター　しろやま |  |
| ９ | 支援センター　このゆびとまれ |  |
| １０ | 甲賀市・湖南市障がい者基幹相談支援センター | 事務局 |
| １１ | 甲賀市障がい福祉課 | 〃 |
| １２ | 湖南市障がい福祉課 | 　　　　〃 |

【検討会等開催状況】

第１回検討会　令和４年12月13日

　　　　　　　・現状及び課題の共有等

第２回検討会　令和５年２月21日

　　　　　　　・実績等の調査の実施

　　　　　　　・地域生活支援事業移行を見据えた報酬単価見直しについて

第３回検討会　令和６年８月１日

　　　　　　　・日中一時支援事業および移動支援事業改正案について

事務局会議　　令和５年３月28日　日中一時支援事業の見直し検討

　　　　　　　令和５年５月31日　　　　　　　　〃

　　　　　　　令和５年７月26日　　　　　　　　〃

　　　　　　　令和５年９月28日　日中一時支援事業改正（素案）作成

　　　　　　　令和６年３月12日　移送支援事業の見直し検討

　　　　　　　令和６年７月3日　　　　　　　　　〃

　　　　　　　令和６年７月24日　　 　　　　　　〃

【見直しのポイント】

＜制度設計＞

　これまで障害者総合支援に基づく障がい福祉サービス「**居宅介護**」において、「甲賀ルール」として提供してきたサービスを、地域生活支援事業における「**日中一時支援事業**」および「**移動支援事業**」により実施するため、両事業において必要な見直しを行う。

＜日中一時支援事業＞

　・障がい福祉サービス事業所内で支援されるサービスについて、個別支援型を新設する。

　・報酬単価については、現行報酬単価を基本とし、新たに加算を創設する。基本報酬単価+加算により、現行の居宅介護サービス費相当分とする。

　（個別サポート加算・入浴加算・特定事業所加算等）

　・一部の加算について利用者負担を新設する。

　・従来の集団型支援については、見直しを行わない。

＜移動支援事業＞

　・自宅から公園、図書館、映画館など外出先での余暇支援を、個別支援型として新設する。

　・自宅から目的地までの移動にかかる報酬単価の見直しを行う。

　・個別支援型利用にかかる利用回数の上限および利用者負担の検討を進める。

【見直しにかかるスケジュール】

令和４年度　居宅介護等にサービスにかかる見直し検討開始

　　　　　　実態調査（受入れ事業者）

令和５年度　新制度の検討　素案の作成

令和６年度　日中一時支援事業（素案）・移動支援事業（素案）の提示

　　　　　　　　　〃　　　　（案）・　　　　〃　　（案）の作成

令和７年度　利用者および事業所への周知

令和８年度　運用開始

【新制度の運用について】

　新制度における支給決定については、障がい福祉サービスである**「重度訪問介護」や「行動援護」を優先とし、その対象とならない者について新たな制度を適用することを基本とする。**